

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年八月一日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

佐賀県公安委員会規則第八号

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成二十三年佐賀県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「暴力団員等」の下に「又は第一号から第四号までに掲げる者」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。